

用語解説

公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）

- ・第150国会において制定
- ・一括下請が全面的に禁止
- ・施工体制台帳の写しの提出が義務付け

特定建設業

- ・発注者から直接請負う1件の工事において、下請代金の総額が3,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの。〔建築工事業は、4,500万円以上〕（建設業法第3条）

一般建設業

- ・建設業を営もうとするもので、特定建設業以外のもの。
- ・ただし、500万円未満の軽微な建設工事のみを請負うことを営業とする者は建設業の許可が不要。〔建築工事業は、1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事〕（建設業法第3条）

施工体制台帳

- ・発注者から直接請負った建設業者は、下請契約の総額が3,000万円以上となった場合、工事全体の施工の管理の状況が分かる施工体制台帳の作成及び工事現場毎に備え置くことが公共工事、民間工事を問わず義務付けられている。〔建築一式工事は4,500万円以上〕（建設業法第24条の7）
- ・公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。（適正化法第13条）
- ・平成13年10月1日以降の契約に係る公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額を明記しなければならない。（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年3月30日第76号））

施工体系図

- ・各下請負人の施工分担関係を表示したもので、いわば施工体制台帳の要約版。
- ・工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。（建設業法第27条の7、適正化法第13条）

主任技術者

- ・建設業者は、施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならない。
- ・資格要件：1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者（建設業法第26条）

監理技術者

- ・建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの。
- ・発注者から直接工事を請負い、そのうち3,000万円以上を下請契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならない。〔建築は、4,500万円以上〕
- ・資格要件：1級国家資格者、指導監督的な実務経験者（建設業法第26条）

専任制

- ・2,500万円以上の公共性のある必要な工事については、主任技術者又は監理技術者は専任のものでなければならない。〔建築一式工事は、5,000万円以上〕（建設業法第26条）

監理技術者資格者証

- ・ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならない。
- ・ 国土交通大臣は、監理技術者資格を有する者の申請により、監理技術者資格者証を交付する。
- ・ 資格者証の有効期間は5年とする。（建設業法第26条、27条の18）

建退共（建設業退職金共済制度）

- ・ 労働者が、いつでも、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛け金が全部通算されて退職金が支払われる制度。
- ・ 事業主が労働者について、掛け金として、共済手帳に働いた日数分の証紙を貼る。
- ・ 事業主が勤労者退職金共済機構と契約し、労働者が建設業界の中で働くことを止めたときに、機構が直接労働者に退職金を支払う。（中小企業退職金共済法）
- ・ 請負者は共済証紙購入状況報告書を契約後1ヶ月以内に提出しなければならない。（契約書附属条件第6条）

コリンズ（CORINS）

- ・ 工事実績データの収集、蓄積、保管、情報提供等を行うサービスの総称。
- ・ 財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が管理運営している。
- ・ 技術者の専任制の確認等に利用される。

工事カルテ

- ・ コリンズ入力システムで作成した工事実績データ。工期、現場代理人、監理技術者等を記載。
- ・ 請負代金が、2,500万円以上の工事については、監督員の確認を受けたのち、契約後10日以内に登録しなければならない。（工事共通仕様書 1－1－7）

労災補償共済制度

- ・ 労働者災害補償保険は、労働者の負傷、死亡に対し、必要な保険給付を行い、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。（労働者災害補償保険法）
- ・ 請負者は、請負代金額が1,000万円以上である場合、建設労災補償制度加入状況報告書を契約締結後5日以内に提出しなければならない。（契約書附属条件第6条）

低入札価格調査制度

- ・ 入札に当って調査基準価格を設定し、これを下回る入札があっても、調査の結果、適正に工事が履行される見込みがあれば落札と認め、契約を締結する制度。